

「立地適正化計画」の対象範囲と 「拠点と居住地」のイメージについて

◎ 趣旨

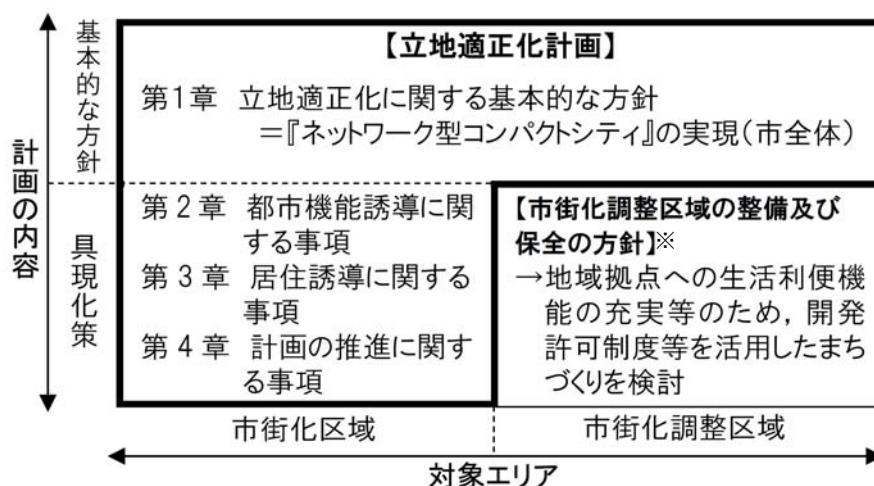
「立地適正化計画」の対象範囲と「拠点と居住地」のイメージについて整理するもの

1 計画の対象範囲のイメージ

計画の区域は、都市再生特別措置法において都市計画区域全体とされていることから、市全域とする。

その上で、「ネットワーク型コンパクトシティ」を実現する上では都市全体を見渡した都市づくりが重要であることから、市街化区域において誘導区域を設定し誘導・集約を図る「立地適正化計画」と合わせて、市街化調整区域を対象とした土地利用の方針を策定し、市民生活を支える都市機能等の維持・確保に一体的に取り組んでいく。

■ 立地適正化計画の対象範囲のイメージ



※ 「市街化調整区域の整備及び保全の方針」は、開発許可制度や地区計画制度などの都市計画制度を適切に運用し、市街化調整区域の合理的な土地利用を図ることを目的とし、「立地適正化計画」と合わせて改定

2 「拠点と居住地」のイメージ

「拠点」のうち、市街化区域^{※1}の拠点に「都市機能誘導区域」を設定し、都市機能^{※2}に加え、居住の誘導を図る。

また、「居住地」のうち、市街化区域の拠点や公共交通利便エリアなどに「居住誘導区域」を設定し、居住の誘導を図る。

「居住誘導区域外の居住地」には、自然環境の保全等により、自然と調和したゆとりある居住環境を維持・確保する。

※1 都市計画法で定められた「既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」

※2 都市再生特別措置法に基づく「都市機能増進施設」であり、医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等の、居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設

■ 拠点と居住地の階層性(重なり)のイメージ

